

募集要項 新旧対照表

No	頁	第1章	第1節	1	①	ア	項目等	修正前	修正後
1	14	第3	第3節	5			5. 工事監理業務を行う者	工事監理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す①の要件については、全ての企業が満たし、②の要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。	工事監理業務を行う者は、以下に示す①及び②の要件を全て満たさなければならない。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、全ての企業が①の要件を満たし、少なくとも1社が①及び②の要件を満たさなければならない。また、公園の工事監理業務を行う企業が参加する場合には、①②の要件を満たす必要はないが、③の要件を満たさなければならない。
2	14	第3	第3節	5	③		5. 工事監理業務を行う者	—	③ 平成22年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に都市公園(街区公園を除く。)の工事(新設及び全面改修のみ)に係る実施設計業務を完了した実績を有していること。なお、共同企業体における実績にあつては代表者の場合のみ実績として認める。
3	15	第3	第3節	7			7. 運營業務を行う者	運營業務を実施する者は、以下の要件を満たさなければならない。なお、運營業務を複数の企業で実施する者は、少なくとも1社は①の要件を満たさなければならない。また運營業務を複数の企業で実施する場合であつて、統括管理業務のみを行う企業が参加する場合には、統括管理業務を行う者は、②の要件を満たさなければならない。	運營業務を実施する者は、以下に示す①の要件を満たさなければならない。なお、運營業務を複数の企業で実施する者は、少なくとも1社は①の要件を満たさなければならない。また運營業務を複数の企業で実施する場合であつて、統括管理業務のみを行う企業が参加する場合には、統括管理業務を行う者は、②の要件を満たさなければならない。